

令和3年2月22日

## 「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」

### 公募型プロポーザルに関する公示

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター  
理事長 野口 則行

以下のとおり、公募型プロポーザルを行いますので、企画書提案書等の提出を招請いたします。

#### 1 事業名称

コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託

#### 2 目的

新宿区内に在住する15歳から概ね39歳までの若者に対し、コミュニケーション、生活力の向上、社会参加活動プログラムを提供し、就労等の自立に向けた支援を行うことを目的とする。

#### 3 業務概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター若年者等就労支援事業（新宿区新宿7丁目3番29号）における「コミュニケーション支援等プログラム」を実施する。

なお、本件委託業務において、最良な提案をし、当該業務の企画条件を十分に踏まえた実務遂行能力のあると認められる業者を最適業者とする。

#### 4 契約期間

令和3年4月5日から令和4年3月31日まで

#### 5 企画条件

財団が提示する条件等（「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」企画提案条件等）に沿い、業務実施にあたり必要な事項を企画提案する。

#### 6 参加資格要件

参加資格は下記のとおりとし、公示日において全ての要件を満たしていること。なお、契約時までには下記の参加資格を欠いた場合は、契約しないことができる。

- （1）平成30年度から現在までの間に、子ども・若者支援事業、又は就労支援事業を1年以上行っていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受けるものでないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適応を申請しものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (5) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (6) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要綱に該当していないこと。

## 7 審査方法

- (1) 提出書類について評価基準に基づいた一次審査（書類審査）を実施し、二次審査参加者を選定する。なお、応募事業者が3事業者以内の場合は一次審査を実施せず、すべての応募事業者を一次審査通過所として扱う。
- (2) 提出書類、プレゼンテーション、質疑応答について評価基準に基づき二次審査（面接審査）を実施し、最適事業者を選定する。

## 8 申込手続き

### (1) 提出先及び問合せ先

〒160-0022

東京都新宿区新宿7丁目3番29号（新宿ここ・から広場 しごと棟1階）

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

就労支援部 就労支援課

TEL 03-3200-3311 FAX 03-3208-3100

E-mail (sougou.soudan@sksc.or.jp)

※上記の「@」は「@」に置き換えて下さい。

### (2) 参加届等の交付期間及び提出

- ①交付期間 令和3年2月22日（月）から令和3年3月5日（金）まで
- ②交付方法 当財団ホームページ (<http://sksc.or.jp/>) からダウンロード
- ③提出期限 令和3年3月5日（金）午後5時まで
- ④提出場所 上記8（1）に同じ
- ⑤提出方法 郵送または持ち込みの上、提出する。郵送の場合、簡易書留で送付し、上記応募期限に必着のこと。

### (3) 提出書類等

- ①提出期限 令和3年3月17日(水)午後7時
- ②提出場所 上記8(1)に同じ
- ③提出物 (ア)企画提案書(A4判横左綴じ 8部)  
▶8部のうち2部については、表紙に事業所名を明記すること。  
▶企画提案書面には、事業者名を記述しないこと。  
(イ)見積書及び積算内訳書(1部)  
▶見積書は財団指定の様式を使用すること。また積算内訳書(様式自由)を添付すること。  
(ウ)事業者概要等(1部)  
▶指定の様式を使用すること。
- ④提出方法 郵送または持ち込みの上、提出する。郵送の場合、簡易書留で送付し、上記応募期限に必着のこと。

### (4) 問合せ

質疑については、電子メールのみで受け付ける。

- ①質疑の方法 電子メール(アドレスは [sougou.soudan@sksc.or.jp](mailto:sougou.soudan@sksc.or.jp))  
※上記の「@」は「@」に置き換えて下さい。
- ②質疑の期限 令和3年3月2日(火)午後5時まで
- ③回答の方法 質疑の内容及びその回答を財団ホームページより公開する。
- ④回答の期限 令和3年3月4日(木)午後3時まで

## 9 その他

詳細は、「コミュニケーション支援等プログラムに係る業務委託」実施要領による。